

社会保険労務士からの三方一両得だより

平成29年 2月20日 第89号

宇都宮中央卸売市場に行ってきました

私が宇都宮市と上三川町に住んで28年になります。事務所から車で僅か5分の距離にある宇都宮中央卸売市場ですが、今まで行ったことはありませんでした。まあ一般人が市場に縁はないですね。

先日しもつけ新聞で「宇都宮うんめ〜ベ朝市」の告知を見かけましたので、早速行ってきました。この朝市、市場の一部を一般に開放するイベントなのですが、毎月1回やっていたのですね。全く知りませんでした。随分とメジャーなイベントだったようで駐車場は大混雑。中に入ると人がいっぱいです。一家総出で来ている方が多いようです。



関連棟

水産棟では生本マグロの解体実演と販売をやっていたようですが、残念ながら着いた時間が遅く完全終了。貝の専門店などもあり、次回は早い時間に行ってみたいと思いました。

関連棟には乾物屋さん、佃煮屋さん、漬物屋さん、駄菓子の間屋さん、文房具屋さん、履物屋さん、食器屋さんなど、想像もしていなかったお店がたくさんあり、驚かされました。寒かったので、白玉ぜんざいを購入しました。おいしかったです。



水産棟



荒起こしで土がフカフカになりました。

ここ数日すっかりと温かくなり、農作業もやりやすくなりました。荒起こしが途中でしたので、その続きを耕しました。最近ジムに行つて筋トレをしているおかげか、スコップで耕す動作を随分と長いこと連続でできるようになりました。以前ならすぐに腰が痛くて、長時間作業はできなかつたのですが、これが筋トレで改善されました。プロの農家ではなく、家庭菜園ですら体づくりが必要なのですね。

我が家の畑

対策はお済みですか？

「従業員による介護」をとりまく最新事情

本年1月1日に、育児・介護休業法の改正法が施行されました。報道などでは「育児」のほうがかローズアップされがちですが、もう一方の「介護」も要注目の改正となっています。

従業員の介護休業に関する改正点は次の通りです。

- (1) 介護休業の分割取得が可能に(3回を上限に通算93日まで)
- (2) 介護休暇の取得単位が柔軟化(半日単位も可能に)
- (3) 介護のための所定労働時間の短縮措置の回数増(介護休業とは別に3年間で2回以上)
- (4) 介護のための所定外労働の制限の新設(介護終了まで所定外労働を制限)

この他にも、介護の対象となる家族の範囲が拡大されたり、有期契約労働者の介護休業取得要件が緩和されたりと、全体的に従業員の「就業と介護の両立」をより柔軟に支援する方向性での改正と言えます。

改正法はすでに施行されていますので、介護休業の運用体制がまだ整っていないという企業は、今すぐ就業規則を見直さなければなりません。

◆マタハラ防止は当たり前、ケアハラ防止も忘れずに。スタッフに周知が必要です。

今回の改正では、介護を理由として休業する従業員への不利益な取扱い(介護ハラスメント。通称「ケアハラ」)の防止措置が新たに義務付けられました。

介護休業を取得しようとする従業員に対し、休業を拒否したり、復帰後に窓際へ追いやったり、心無い言葉をかけるような行為が発生したりした場合、その企業は法的責任を追究されるおそれがあります。さらには経営者や上司だけではなく、同僚や後輩・部下などがハラスメントを働いた場合にも社内での処分が必要です。そのためハラスメント防止に関する全スタッフへの周知が必要でしょう。



今やセクハラ、パワハラ、マタハラ(出産育児へのハラスメント)防止は当たり前の時代になりました。「なんでもかんでもハラスメントか」というお声は良くいただきますが、他者との接し方、個人の権利意識、会社を休むことに関する感覚が以前とは様変わりしています。

スタッフが気持ち良く働ける職場環境を実現するため、受容することが重要です。